

議案第 **1** 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月15日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

平成31年度に開催される全国高等学校総合体育大会南部九州ブロック大会向け、全国高校総体推進班を全国高校総体推進室に改め、新県立図書館におけるサービスの検討等を社会教育班で行うため新県立図書館準備室を廃止し、学校職員の服務管理の強化及び選考試験業務の効率化を図ることを目的として学校人事課に服務・選考試験班を設置するため、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表学校人事課の項中「小中学校人事班」を「小中学校人事班 服務・選考試験班」に、保健体育課の項中「全国高校総体推進班」を「全国高校総体推進室」に、生涯学習振興課の項中「生涯学習班 新県立図書館準備室」を「生涯学習班」に改める。

第17条の表中

学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
-------	------------------------	--------------------------------------

を

学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校職員の任免、服務その他の人事管理に関する事務を総括する。 市町村立小学校及び中学校職員の任免、服務その他の人事管理に関する事務を総括する。
-------	------------------------	--

に、

義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
生涯学習振興課	新県立図書館準備室長 生涯学習推進監	新県立図書館準備室の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。

を

義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
保健体育課	全国高校総体推進室長	全国高校総体推進室の事務を総括する。
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)
- 2 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成31年度に開催される全国高等学校総合体育大会南部九州ブロック大会に向け、関係市町村や各競技団体との調整、広報、宿泊、輸送の計画策定等に取り組む必要があり、業務量が増加するため現体制では対応が困難である。そのため、保健体育課の全国高校総体推進班を全国高校総体推進室に改める。
- (2) 平成30年度開館予定の新県立図書館について、サービスの充実等に係る検討を社会教育班で行うため、新県立図書館準備室を廃止する。
- (3) 学校職員の服務管理の強化及び選考試験業務の効率化を図るために、学校人事課に服務・選考試験班を設置する。
　　服務・選考試験班設置に伴い、県立学校人事管理監及び小中学校人事管理監の職務内容を改める。

3 改正案の概要

- (1) 保健体育課の全国高校総体推進班を全国高校総体推進室に改め、全国高校総体推進室長を置く。
- (2) 生涯学習振興課の新県立図書館準備室を廃止し、新県立図書館準備室長を廃止する。
- (3) 学校人事課に服務・選考試験班を設置し、県立学校人事管理監及び小中学校人事管理監の職務内容を改める。
- (4) この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- (5) 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を改正する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項

5 関係各課との調整状況

関係各課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案

現行

第1条及び第2条（略）

（課及び班等の設置）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。

課名	班名
総務課	総務班 財務班 教育企画室
教育支援課	学校予算班 教育支援班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班 服務・選考試験班
県立学校教育課	県立学校教育課 管理班 普通教育班 産業教育班 小中学校人事班
義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進室
保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班 全国高校総体推進室
生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター
文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班

第4条から第16条まで（略）

第1条及び第2条（略）

（課及び班等の設置）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。

課名	班名
総務課	総務班 助務班 教育企画室
教育支援課	学校予算班 教育支援班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班
県立学校教育課	県立学校教育課 管理班 普通教育班 産業教育班 小中学校人事班
義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進室
保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班 全国高校総体推進室
生涯学習振興課	管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター
文化財課	管理班 文化財班 記念物班 史料編集班

第4条から第16条まで（略）

(教育企画室長等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画室長 福利厚生監	教育企画室の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 市町村立小学校及び中学校職員の任免、服務その他の人事管理に関する事務を総括する。
県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
保健体育課	全国高校総体推進室長	全国高校総体推進室の事務を総括する。
生涯学習振興課	生涯学習推進監	生涯学習推進センターの事務を総括する。

第18条から第35条まで (略)

第18条から第35条まで (略)

(教育企画室長等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
総務課	教育企画室長 福利厚生監	教育企画室の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。
県立学校教育課	特別支援教育室長	特別支援教育室の事務を総括する。
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
(新設)		
生涯学習振興課	新県立図書館準備室長 生涯学習推進監	新県立図書館準備室の事務を総括する。 生涯学習推進センターの事務を総括する。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（附則第2項関係）

沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正案	現行
(現業業務以外の職務に係る標準的な職)	
第1条 現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。	(現業業務以外の職務に係る標準的な職)
職制上の段階	標準的な職
3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する課長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、特別支援教育室長、学力向上推進監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進監、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する副研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長 新県立図書館準備室室長及び生涯学習室室長及び生涯学習室室長、全県高校総体推進室室長及び生涯学習室室長及び生涯学習室室長、小中学校人事管理監、特別支援教育室室長、学力向上推進監、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長並びに教育企画室室長、福利厚生監、技術調整監、特別支援教育室室長、学力向上推進監、小中学校人事管理監、特別支援教育室室長、学力向上推進監、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する副研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階
第2条 (略)	第2条 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。